

伏見区深草地域マスコットキャラクター『深草うずらの「吉兆くん」』 着ぐるみ使用基準

伏見区深草地域マスコットキャラクター『深草うずらの「吉兆くん」』の着ぐるみ使用基準については次のとおりとする。

- 1 深草支所の主催事業及び共催事業において、使用することとする。
- 2 その他の事業等に使用する場合は、深草支所の事業及び共催事業に支障のない場合に限り、事前に使用承認申請書（様式1）を深草担当区長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 深草担当区長は前項の規定により提出のあった使用承認申請書（様式1）を審査のうえ、適当であると認められるときは、これを承認し、使用承認通知書（様式2）を交付するものとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は使用を承認しないものとする。
 - (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用しようとする場合
 - (2) 不当な利益をあげるために利用しようとする場合
 - (3) 法令又は公序良俗に反する、又はその恐れのある場合
 - (4) 深草地域及び『深草うずらの「吉兆くん」』のイメージを損なう、又は損なうおそれがあると認めるとき。
 - (5) 社会通念上承認することが不適當である（風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当する場合等）と認められるとき。
 - (6) その他、深草担当区長が承認すべきでないと判断した場合
- 5 使用の際の承認条件は次のとおりとする。
 - (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しをしないこと。
 - (2) 申請のあった事業以外に使用しないこと。
 - (3) 雨天時等には屋外で使用しないこと。
 - (4) 別紙の「着ぐるみの取扱方法と注意事項」を遵守すること。
 - (5) 汚損、破損等が生じた場合は、使用承認を受けた者が修復にかかる費用を全額負担すること。
 - (6) 事業終了後は、返却日までに遅滞なく返却すること。
 - (7) 着ぐるみ使用承認を受けた者が、着ぐるみに起因することで使用者が損害を被った場合、又は第三者に対し損害を与えた場合は、着ぐるみ使用承認を受けた者が、その損害賠償責任を負うものとする。
 - (8) 申請者が虚偽の申請若しくは不正な手段により承認を受けたとき、又は承認の条件に違反したと認められるときは、当該承認の取消しその他必要な措置を採ることがある。
 - (9) その他、特に付した条件に従って使用すること。
- 6 この使用基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この使用基準は令和元年7月1日から施行する。

この使用基準は令和3年8月6日から施行する。